2002.05.09 作成
2023.10.01 改訂

計画変更の手続きについて

計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に
計画変更の確認済証の交付を受けてください

１．提出書類　以下の書類を提出してください。

書類名 ※1	部数※2	備考
□ 連絡票	1	
□ 計画変更確認申請書（建築物　規則４号様式）第１面～６面	2	
□ 建築計画概要書（規則３号様式）	1	
□ 委任状（代理者が申請する場合）又はその写し	1	※3
□ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（写）	1	
□ 付近見取図	2	
□ 配置図	2	
□ 計画変更項目一覧表	2	
□ 計画変更の床面積算定表	1	
□ 計画変更する部分の変更前（マーカー等で色分け）・変更後の図面	2	
□ 変更に係わる図書（構造計算書等）	2	※4 ※5
□ 適合判定通知書（写）・構造計算適合性判定申請書及び図書（副本）	1	※6

※１ 正本に添える設計図書は、設計者の記名が必要です。
※２ 同意を求める消防によっては、別途消防用図書が必要な場合があります。
※３ 当初の確認で、計画変更確認も含めて委任されている場合は、その委任状の写しで構いません。
※４ 総合設計、地区計画等の許可・認定の変更については、事前に特定行政庁と相談し、必要な手続きを行ってください。（公開空地、建物の位置、緑地等の許可・認定等に関する条件の変更についても同様。）
※５ 駐車場条例の適用を受ける計画で、附置義務駐車施設概要書の記載内容に変更がある場合は、附置義務台数や設置台数に変更がなくても、変更後の附置義務駐車施設概要書を提出してください。
（例えば、床面積の変更により附置義務台数算定式に変更がある場合など。）
※６ 構造計算適合性判定を要する場合は、適合判定通知書が交付され次第提出してください。

２．手数料について

(1) 直前の確認を当財団から受けた建築物の計画変更の場合（移転する場合を除く）は、当該計画変更に係わる部分の床面積の２分の１（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の床面積を用いて算定します。

(2) 以下の審査を含む場合は、確認検査業務手数料規程に基づき別途手数料が加算されます。
（①～④については認定書等が添付される場合を除く。）

① 階避難安全検証法・全館避難安全検証法・耐火性能検証法・防火区画検証法に関する審査
② ルート２確認検査員による審査
③ 限界耐力計算及びそれと同等の構造計算（エネルギーの釣合いに基づく耐震計算、告示免震等）に関する審査
④ 特定天井に関する審査
⑤ 既存建築物の構造耐力に関する審査（増築等の場合）

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部　〒101-8986　東京都千代田区神田錦町 1-9
TEL 03-5283-0469　FAX 03-5281-2825

大阪事務所　〒541-0053 大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
エスリードビル本町 4 階　TEL：06-6264-7731　FAX：06-6264-7745